

## 災害時における施設駐車場の使用に関する協定書

### (目的)

第1条 久喜市と株式会社山竹は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、避難等を余儀なくされた者（以下「避難者」という。）の車両の駐車場所として、株式会社山竹の施設の駐車場を使用することについて、以下のとおり協定を締結する。

### (協力事項の発動)

第2条 本協定に定める災害時等の協力事項は、原則として総合運動公園（久喜市江面1616）へ避難する者に対し、久喜市が周辺施設の駐車場の確保が必要であると判断した場合、株式会社山竹に対して要請を行ったときをもって発動する。

### (協力内容)

第3条 株式会社山竹は、災害時等において次の事項について、可能な範囲内で支援を実施するものとする。ただし、株式会社山竹が罹災する等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により久喜市へ連絡するものとする。

- (1) 避難者に対し、株式会社山竹の所有又は管理する駐車場を無償提供すること。
- (2) 株式会社山竹の施設において、避難者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で無償提供すること。
- (3) その他、久喜市の要請により、株式会社山竹が協力できる事項。

### (要請期間及び要請方法)

第4条 前条の規定による協力の要請期間は、第2条に規定する要請をしたときから、災害時の状況が改善されるまでの間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、久喜市及び株式会社山竹が協議の上、期間を延長するものとする。

2 本協定に基づく要請は、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

3 株式会社山竹は、本協定に基づき協力したときは、遅延なく久喜市に通知する。

### (避難者の退去)

第5条 避難情報が解除され、安全が確保された場合、避難者に対し迅速に車両の移動を促す。また、久喜市は、前条の規定による要請期間が終了した場合において、なお正当な理由なく株式会社山竹の施設から退去しない車両があるときは、株式会社山竹と協力し避難者に対し退去を指示するものとする。

### (住民への周知)

第6条 久喜市は、本協定に基づき株式会社山竹の施設の駐車場が使用可能であることを市民に周知する場合、事前に株式会社山竹に広報内容の確認を得た上で、周知を行うものとする。ただし、周知方法については、久喜市及び株式会社山竹が協議の上、定めるものとする。

### (施設・設備の事故等に係る責任)

第7条 車両の駐車場所として使用した際に発生した事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は避難者に帰属するものとし、株式会社山竹は車両の駐車場所として使用した際の事故等に対する責任を一切負わないものとする。

### (費用)

第8条 株式会社山竹は、車両の駐車場所を無償で提供するものとする。

### (連絡窓口)

第9条 久喜市及び株式会社山竹は、災害時等に即応するための連絡体制を相互に整えるほか、連絡体制表を作成するものとする。

2 前項の連絡体制表に変更が生じた場合は、その都度修正するものとする。

### (守秘義務)

第10条 株式会社山竹は、協力中に知り得た避難者等の個人情報を、久喜市以外の者に漏らしてはならない。協力が完了した場合も、また同様とする。

### (有効期間)

第11条 本協定の有効期間は令和5年2月24日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、久喜市及び株式会社山竹いずれからも更新に関する申し出がないときは、本協定は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

### (協議事項)

第12条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、久喜市及び株式会社山竹が協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、久喜市及び株式会社山竹双方署名の上、各自1通を保管する。

令和5年2月24日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

久喜市

久喜市長

埼玉県久喜市久喜中央3丁目9番45号

株式会社山竹

天然温泉森のせせらぎなごみ

代表取締役